

第 5 1 3 回川越市農業委員会総会議事録
(公 開 用)

川 越 市 農 業 委 員 会

第 5 1 3 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和 8 年 8 月 2 5 日
- 2 開催場所 川越市環境プラザ（研修室）
- 3 開会時刻 午前 9 時 2 0 分
- 4 閉会時刻 午前 9 時 4 5 分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 渋谷 武
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 渋谷 武
- 7 委員出席者数 1 7 名

内				訳			
議席	氏 名	出欠	備 考	議席	氏 名	出欠	備 考
1	大野 美智明	出		1 0	高橋 正利	出	
2	高橋 庄一郎	出		1 1	皆川 善平	出	
3	小和瀬 康男	出		1 2	小嶋 光一	出	
4	小倉 晶男	出		1 3	武藤 康則	出	
5	今野 英子	出		1 4	新井 計男	出	
6	永島 千恵子	出		1 5	大野 豊作	出	
7	田畑 たき子	出		1 6	渋谷 武	出	
8	鈴木 初夫	出		1 7	永堀 知己	出	
9	時田 重雄	出					

8 議事参与者

職	氏 名	職	氏 名
農地利用最適化推進委員	皆川 雅昭	農地利用最適化推進委員	程島 延幸
農地利用最適化推進委員	鈴木 政明	農地利用最適化推進委員	村山 芳則
農地利用最適化推進委員	中澤 勝芳	農地利用最適化推進委員	黒田 経夫

職	氏 名	職	氏 名
農地利用最適化推進委員	佐藤 金誉	農地利用最適化推進委員	利根川 孝一
農地利用最適化推進委員	須賀 宏	農地利用最適化推進委員	荻野 勝美
農地利用最適化推進委員	杉浦 朗	農地利用最適化推進委員	渡邊 昭男
農地利用最適化推進委員	野口 和則	農地利用最適化推進委員	發知 孝雄
農地利用最適化推進委員	島村 茂勝	農地利用最適化推進委員	米田 正則

9 事 務 局

職	氏 名	職	氏 名
事務局長	高梨 直人	副 主 幹	山崎 明美
副事務局長	小野寺 雅樹	主 査	岩崎 達矢
副 主 幹	河合 將人	主 事	堀口 優衣
副 主 幹	鈴木 信幸		

10 開 会

会長 渋谷 武 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和8年8月25日第513回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

11 議事録署名委員選任の件

議長 渋谷 武 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委員 大野 美智明

委員 高橋 庄一郎

委員 小和瀬 康男

1 2 議決事項及び議事の要領

報告第 1 号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「所管に関する報告書 7 月分について報告する。

農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書については、合計 4 件、6 筆、1, 096.31 m²である。農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書については、合計 10 件、13 筆、2, 790.31 m²である。農地改良届については、合計 4 件、9 筆、3, 820 m²である。相続税の納税猶予に関する 3 年ごとの農業継続証明書については、合計 8 件、31 筆、32, 141 m²である。農地法第 3 条の 3 の規定による届出書については、合計 5 件、21 筆、14, 326 m²である。農地法第 18 条第 6 項の規定による通知については、合計 1 件、1 筆、502 m²である。詳細については報告書のとおりである。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第 1 号

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19

条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進

計画（案）に対する意見について

議長は、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第１号議案は、件数１２件、筆数１０３筆、面積８１，２６９㎡についての意見照会があった。

整理番号１番から１１番は、貸借の期間が令和８年１０月３１日で終期を迎えることに伴う貸し借り更新の申出である。

更新分については、既に利用権の設定を受けている者は受け手要件を満たしているため、合計件数と面積の説明のみとする。件数１１件、筆数１００筆、面積８０，１１３㎡の申出があった。

続いて、新規分について、説明する。

整理番号１２番は、専務の農業従事日数１５０日以上、農業従事者は１３人、経営面積は申出地周辺を含む約２，６９４アールである。

以上のことから、整理番号１番から１２番の農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借権の設定等を受ける者（受け手）については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の要件を満たしており、農用地利用集積等促進計画（案）は問題ないと考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号１番から１２番については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の要件を満たしているため、市長へ「意見なし」とすることで

採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第 1 号について
原案どおり決定する。

議案第 2 号

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第 2 号議案は、件数 5 件、筆数 5 筆、面積 3, 518 m²についての申請があった。

整理番号 1 番については、経営拡張のための所有権移転で、
1 筆、859 m²の申請である。譲受人は、現在 81 歳で、農業
従事日数は年間 200 日以上、約 25 アールの農地を耕作
する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたい
との理由により申請されたものである。通作距離は約 10
km である。

整理番号 2 番については、経営拡張のための所有権移転で、
1 筆、222 m²の申請である。譲受人は、現在 48 歳で、農業
従事日数は年間 240 日以上、約 84 アールの農地を耕作
する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたい
との理由により申請されたものである。通作距離は約 20
0 m である。

整理番号 3 番については、経営拡張のための所有権移転で、
1 筆、502 m²の申請である。譲受人は、現在 71 歳で、農業
従事日数は年間 300 日以上、約 24 アールの農地を耕作

する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 4 0 0 m である。

整理番号 4 番については、経営拡張のための所有権移転で、1 筆、5 9 1 m²の申請である。譲受人は、現在 4 8 歳で、農業従事日数は年間 3 0 0 日以上、約 3 7 3 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 1 . 2 km である。

整理番号 5 番については、贈与による所有権移転で、1 筆、1 , 3 4 4 m²の申請である。譲受人は、現在 6 4 歳で、農業従事日数は年間 1 5 0 日以上、約 2 1 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 2 0 0 m である。

以上のことより、整理番号 1 番から 5 番について許可できない場合が規定された、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可することによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号 5 番について、調査報告する。8 月 1 6 日に、農地利用最適化推進委員と一緒に、譲受人から今回の農地取得の目的などの話を伺った。今回の農地取得の目的は、経営拡張のためとのことである。譲受人は、現在 6 4 歳

で、農業従事日数は、年間１５０日以上、約２１アールの農地を耕作している農家である。主な作付けは水稻と野菜で、今回の申請地においては水稻を計画している。また、トラクター、コンバイン、田植機などを拝見させていただき、申請地を維持管理できる農機具を所有していることを確認した。以上のことから、地元農業委員としては、本申請は問題ないと思う。皆さんの慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号５番について、意見を申し上げる。８月１６日に、農業委員と一緒に、譲受人から農地取得の目的などの話を伺った。内容としては、先ほどの農業委員の調査報告のとおりである。地元の農地利用最適化推進委員としては、本申請は、問題ないと思う。皆さんの慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号１番から５番については、許可できない場合が規定された農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第２号について原案どおり許可することに決定する。

議案第３号

農地法第4条第1項の規定による許可申請書

に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第3号議案は、件数1件、筆数1筆、面積297㎡についての申請があった。

整理番号1番については、住宅新築のため、1筆、297㎡の申請である。申請人は実家にて暮らしている。現在の住まいは2階建てであるが、病気を患い2階への行き来ができなくなったことから、平屋建ての住宅の建築を計画した。そこで、実家に隣接する申請地が適地と考え、住宅建築を行うとの申請である。（合計敷地面積319.6㎡）農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、合併浄化槽から道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

以上のことから、整理番号1番については、立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第4条第6項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第4条第6項各号に該当しないため、総合意見として許可相当と

することで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第3号について
総合意見として許可相当とすることに決定する。

議案第4号

農地法第5条第1項の規定による許可申請書に
対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第4号議案は、件数13件、筆数16筆、
面積4,482.86㎡についての申請があった。

整理番号1番については、住宅新築のための所有権移転
で、1筆、390㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らし
ている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の
建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、
売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分
については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続
した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられ
る。排水については、管理者の同意を得て、合併浄化槽から
道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内に
浸透枡を設置する計画である。

整理番号2番については、住宅新築のための所有権移転で
、2筆、365㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らし
ている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の
建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、

住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号3番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、383㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て水路へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号4番については、駐車場に使用のための所有権移転で、1筆、198㎡の申請である。譲受人は平成10年2月に株式会社を設立し、ビル管理を主な業務としている。現在賃借している駐車場を所有者から譲ってもらえることになったため、所有権移転登記を行おうとしたところ、農地転用許可を取得していないことが明らかになったため、農地への是正を完了した。その後、今回改めて駐車場として使用したいとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。雨水については、敷地内に自然浸透させる計画である。

整理番号5番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、328㎡の申請である。譲受人は実家にて暮らしてい

る。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、合併浄化槽から水路へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号6番については、給水管用地に使用のための所有権移転で、1筆、127㎡の申請である。これまで、譲受人の給水管が隣地所有者の承諾により、隣地に埋設されておいたが、所有者が亡くなり売却されることになったため、布設替えが必要となった。そこで既存の給水管が埋設されていた土地の隣接地を売買にて取得し、給水管を布設替えしたいとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。雨水については、敷地内にて自然浸透させる計画である。

整理番号7番については、住宅新築のため所有権移転で1筆、428㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、現住所地に近い申請地が適地と考え、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、合併浄化槽から道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号8番については、住宅新築のための所有権移転で

1 筆、300 m²の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、勤務地に近い申請地が適地と考え、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、合併浄化槽から道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枘を設置する計画である。

整理番号9番については、資材置場及び駐車場に使用のための所有権移転で、1筆、506 m²の申請である。譲受人は平成13年3月に有限会社を設立し、住宅内外装の塗装を主な業務としている。現在、賃借している資材置場及び駐車場を返却することになったため、新たに資材置場及び駐車場を必要としている。そこで、本社に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、資材置場及び駐車場として使用したいとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。雨水については、敷地内にて自然浸透させる計画である。

整理番号10番については、住宅新築のための使用貸借権設定で、2筆、254.86 m²の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、使用貸借にて借り受け、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、公共下水道へ放

流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号 1 1 番については、住宅新築のための所有権移転で 1 筆、286 m²の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、妻の実家に近い申請地が適地と考え、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第 2 種農地であると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、合併浄化槽から道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号 1 2 番については、住宅新築のための所有権移転で、2 筆、524 m²の申請である。譲受人は実家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、妻の実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。（合計敷地面積 532.54 m²）農地区分については、第 2 種農地であると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号 1 3 番については、住宅新築のため所有権移転で、1 筆、393 m²の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、現住所地に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分

については、第２種農地であると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。

雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

以上のことから、整理番号１番から１３番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第５条第２項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号１番から１３番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第５条第２項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第４号について総合意見として許可相当とすることに決定する。

1 3 閉 会

議長 渋谷 武 は議案の審議がすべて完了したため、第513回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

1 4 署 名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和8年9月30日

議 長 渋谷 武

委 員 大野 美智明

委 員 高橋 庄一郎

委 員 小和瀬 康男
